

医学物理士認定制度規程

最終改正：2013年2月16日

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程は、医学物理士の資格を定めるとともに、その質の向上と維持を図り、医学物理士の専門的地位を確立し、もって医学および医療の発展に貢献することを目的とする。

(医学物理士の定義)

第2条 医学物理士とは、放射線医学における物理的および技術的課題の解決に先導的役割を担う者で、医学物理士認定機構（以下、「機構」という）が実施する医学物理士認定試験（以下、「試験」という）および認定審査に合格した者をいう。

(医学物理士籍)

第3条 機構は医学物理士籍を備え、医学物理士の認定に関する事項を登録する。

(認定証の交付)

第4条 機構が認定した者には認定証を交付する。

(認定の取消し)

第5条 医学物理士として認定された者が、次の各号のいずれかに該当するに至った時は、機構はその認定を取消することができる。

- (1) 提出した書類の記載事項に事実との重大な相違があったとき
- (2) 日本医学物理学会および日本医学放射線学会のいずれも退会したとき
- (3) 重大な犯罪行為があったとき
- (4) 医学物理士としての体面を汚すような行為があったとき

第二章 医学物理士認定試験

(試験)

第6条 試験は、医学物理士として必要な解剖学、生理学、病理学、放射線診断学、核医学、放射線治療学、放射線生物学、放射線基礎物理学、放射線防護、放射線診断物理学、核医学物理学、放射線治療物理学、放射線計測学、情報科学、放射線関連法規および勧告について行う。

- 2 試験は、毎年1回以上行う。
- 3 試験を受けようとする者は、機構が定める受験料を納めなければならない。
- 4 試験の期日、その他受験に必要な事項は、機構ホームページ、関連学会等を通じて公示する。

(試験委員会)

第7条 定款で規定された試験委員会は、次の各号の業務を行う。

- (1) 試験実施等の公示に関する事
- (2) 問題作成と採点に関する事
- (3) 試験実施に関する事
- (4) 問題の公表に関する事
- (5) その他、試験に関する事

(不正行為の禁止)

第8条 試験委員は、試験の問題の作成および採点について厳正を保持し、不正の行為の無いようにしなければならない。

- 2 試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為の関係のある者について、その受験を停止させ、またはその試験を無効とすることができる。
- 3 試験に関して過去に不正の行為があった者については、受験を認めないことができる。

(受験資格)

第9条 日本医学物理学会の正会員で、次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。

- (1) 機構認定の医学物理教育コースに1年以上在籍する者
 - (2) 理工学系修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、医学物理士認定制度施行細則(以下、「細則」という)に定める業績評価点5単位以上を有する者
 - (3) 放射線技術系修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、細則に定める業績評価点5単位以上を有する者
 - (4) 医学系研究科に設置された医学物理教育コース修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、細則に定める業績評価点5単位以上を有する者
 - (5) 学歴によらず医学物理の発展に寄与したと特に認められ、かつ細則に定める業績評価点10単位以上を有する者
- 2 特例措置として前項に加え、次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。
- (1) 平成24年度までに理工学系学士の学位を取得し、医学における経験年数3年以上の者
 - (2) 平成24年度までに放射線技術系学士の学位を取得し、医学における経験年数2年以上の者
 - (3) 平成22年度までに診療放射線技師免許を取得し、医学における経験年数5年以上の者
 - (4) 平成22年度までに、医師または歯科医師以外で医学または歯学博士の学位を取得し、医学における経験年数1年以上の者

第三章 医学物理士認定

(認定審査)

第10条 新規または更新の認定を受けようとする者は、認定審査を受けなければならない。

- 2 認定審査は、毎年1回以上行う。
- 3 認定審査を受けようとする者は、機構が定める審査料を納めなければならない。
- 4 申請の期日、その他申請に必要な事項は、機構ホームページ、関連学会等を通じて公示する。

(認定委員会)

第11条 定款で規定された医学物理士認定委員会（以下、「認定委員会」という）は、次の各号の業務を行う。

- (1) 試験受験者の資格審査に関する事
- (2) 認定の資格審査に関する事
- (3) 認定証の作成および交付に関する事
- (4) 認定の取消しおよびこれの公表に関する事
- (5) 医学物理士籍の登録に関する事
- (6) その他、認定に関する事

(新規認定)

第12条 試験合格後5年以内で、日本医学物理学会または日本医学放射線学会の正会員で、細則に定める業績評価点を有し、かつ次の各号のいずれかを満たす者を医学物理士として認定する。

- (1) 機構認定の医学物理教育コースに在籍または修了し、次のいずれかを満たす者
 1. 修士の学位を有し、医学物理に関わる経験年数2年以上の者
 2. 修士の学位を有し、博士課程または博士後期課程（以下、「博士課程」という）に2年以上在籍する者
 3. 博士の学位を有する者
 4. 臨床研修生課程を修了した者（修了見込みを含む）
- (2) 理工学系、放射線技術系修士以上の学位、または医学系研究科に設置された医学物理教育コース修士以上の学位を有し、次のいずれかを満たす者
 1. 医学物理に関わる経験年数3年以上の者
 2. 博士の学位を有し、医学物理に関わる経験年数1年以上の者
- (3) 学歴によらず、医学物理における経験年数を有し、特に認められた者
- (4) 特例措置として前項に加え、次のいずれかを満たす者
 1. 平成24年度までに理工農薬学士の学位を取得し、医学における経験年数5年以上の者
 2. 平成24年度までに放射線技術系学士の学位を取得し、医学における経験年数4年以上の者
 3. 平成22年度までに診療放射線技師免許を取得し、医学における経験年数7年以上の者
 4. 平成22年度までに、医師または歯科医師以外で医学または歯学博士の学位を取得し、医学における経験年数3年以上の者

(更新認定)

第 13 条 医学物理士の認定は 5 年毎に更新するものとし、日本医学物理学会または日本医学放射線学会の正会員で、細則に定める必要事項を満たす者の更新を認定する。

(名誉医学物理士)

第 14 条 機構は、満 65 才以上の年齢に達した医学物理士で、長期間にわたり医学物理士としての業務に携わり、顕著な業績があったと認められた者に対し、名誉医学物理士の称号を授与することができる。

- 2 名誉医学物理士の候補者として推薦または自薦しようとする者は、所定の書類を提出しなければならない。
- 3 医学物理士の業務を継続しようとする名誉医学物理士は、前条の更新認定の審査を受けなければならない。

第四章 規程の改正

(規程の改正)

第 15 条 この規程は、理事会の決定により改正することができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は 2013 年 2 月 16 日から施行する。

(廃 止)

第 2 条 医学物理士認定制度細則（平成 21 年 3 月 2 日施行）は、廃止する。